

平成31年度 特殊無線技士養成課程 受講のご案内

公益財団法人日本無線協会東北支部
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-26
コンヤスビル3階
TEL 022-265-0575 FAX 022-265-0822
URL <http://www.nichimu.or.jp/>

●受講者を募集する養成課程

無線従事者の資格を取得するための養成課程（講習会）の受講者を募集いたします。
募集する養成課程の資格、授業科目及び修了試験の時間は下表のとおりです。
養成課程の実施場所、実施予定日、受講料等は別紙1をご覧ください。

資格	授業科目、修了試験の時間
第一級陸上特殊無線技士	法規6時間、無線工学48時間、修了試験2時間20分
第二級陸上特殊無線技士	法規5時間、無線工学4時間、修了試験1時間30分
第三級陸上特殊無線技士	法規4時間、無線工学2時間、修了試験1時間30分
第二級海上特殊無線技士	法規8時間、無線工学5時間、修了試験1時間30分
第三級海上特殊無線技士	法規4時間、無線工学2時間、修了試験1時間

●受講するための資格要件

第二級及び第三級陸上特殊無線技士、第二級及び第三級海上特殊無線技士を受講する場合は、資格要件はありません。どなたでも受講できます。

第一級陸上特殊無線技士を受講する場合は、別紙2の受講要件を満たす必要があります。

●受付期間

受講申込みの受付期間は、「講習開始日の2ヶ月前から10日前まで」です。

受講申込みは、受講申込書の到着順に受け付け、募集人員に達した場合は、受付期間内であっても締め切ります。なお、受付期間を過ぎても定員に満たない場合は受け付けることがありますのでお問い合わせください。電話、FAX、インターネットによる予約又は申込みの受け付けは行っていません。

●受講申込の方法

次の書類を「日本無線協会東北支部」へ提出してお申込み下さい。

(1) 受講申込書

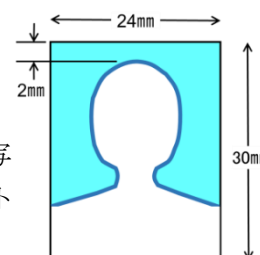
所定の様式の申込書に必要事項を記入して下さい。

受講申込書は当協会ホームページに様式を掲載していますから、それを印刷して提出書類として使用できます。[\(受講申込書様式はここをクリック\)](#)

(2) 写真 縦30mm、横24mm 同一の写真3枚

無帽、正面、上三分身（胸から上）、無背景、縁取りのないもので、申込前6ヶ月以内に撮影したもの。裏面に受講資格及び氏名を記入して下さい。

提出いただく写真は、東北総合通信局が交付する無線従事者免許証に転写されますので、デジタル写真の場合は写真専用紙を使用して鮮明にプリントして下さい。



(3) 氏名及び生年月日を証する書類（免許の申請に必要です。）

○住民票の写し（コピー不可、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの） 1通

○ただし、下記の住民票コード又は資格のいずれかを既に取得していて、無線従事者免許申請書（当協会から受講を申込まれた方へお送りします。）に、住民票コード、免許証番号、資格者証番号のいずれか一つを記入する場合は、前記の住民票の写しの提出は不要です。

- ・住民票コード（市町村が割り当てる11桁の番号）
- ・無線従事者免許証
- ・電気通信主任技術者資格者証
- ・工事担任者資格者証

(4) 受講要件を満たしている証明書 1式

第一級陸上特殊無線技士を申込まれる方は、別紙2の資格要件を満たしていることを証明する書類（卒業証明書、履修証明書、経歴証明書など）を提出して下さい。

●受講料等及びそのお支払い

(1) 受講料等（受講料、消費税及び免許申請手数料の合計金額）は、受講日の10日前までに下記の銀行口座へ振込んでください（振込手数料はご負担ください。）。

【振込先】 きらやか銀行 仙台支店 普通預金 198233 公益財団法人日本無線協会東北支部

(2) 講習開始日の前日までに受講の取消しの申し出があった場合は、請求により、納入された受講料等の額から送金手数料を差し引いた額をお返しします。

(3) 免許申請手数料1,750円を受講料と一緒にお預かりします。修了試験が不合格となった場合や受講取消しの申し出があった場合には免許申請手数料はお返しします。

(4) 10月以降に実施する養成課程は、受講料の消費税は10%になります。

●受講票等の関係書類の送付

受講受付及び受講料振込確認の後、関係書類（受講票、受講案内書、無線従事者免許申請書用紙、免許証郵送用封筒）をお送りします。

●無線従事者の免許申請

当協会は、受講する方が記入した無線従事者免許申請書を、修了試験合格の後に東北総合通信局へ提出します。

●受講上の注意

(1) 申込み受付後に当協会がお送りする書類（無線従事者免許申請書用紙、免許証郵送用封筒）に必要な事項を記入して、受講票とともに講習日に必ず持参してください。

(2) 欠席や遅刻をしないよう注意してください。（受講時間が不足すると修了試験を受けられません。）

(3) 申込み後、都合により受講できなくなった場合は、必ずご連絡ください。

(4) 講習会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

(5) 車椅子をご利用の方は、あらかじめご連絡ください。

お問合せ、受講のお申込みは下記へ

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-26 コンヤスビル3階

公益財団法人 日本無線協会 東北支部

TEL 022-265-0575

別紙 1 養成課程の実施場所、実施予定日など

資格	実施場所	実施会場(注)	実施予定日	募集人員	受講料等	内訳	
陸上関係資格	第一級陸上特殊無線技士	仙台市	仙台商工会議所 宮城県仙台市 青葉区本町 2-16-12	元年11月26日(火) ～12月 5日(木) (土曜・日曜は休講)	48名	68,850円	受講料 61,000円 消費税(10%) 6,100円 免許申請手数料 1,750円
	第二級陸上特殊無線技士	仙台市	仙台商工会議所 宮城県仙台市 青葉区本町 2-16-12	元年 5月 9日(木) ～10日(金)	20名	29,830円	受講料 26,000円 消費税(8%) 2,080円 免許申請手数料 1,750円
				元年 9月 5日(木) ～6日(金)	48名		
				元年12月12日(木) ～13日(金)	48名	30,350円	受講料 26,000円 消費税(10%) 2,600円 免許申請手数料 1,750円
	第三級陸上特殊無線技士	青森市	青森県観光物産館 アスパム 青森県青森市 安方 1-1-40	元年 7月18日(木)	48名	22,270円	5月から9月までの間の養成課程: 受講料 19,000円 消費税(8%) 1,520円 免許申請手数料 1,750円 10月から3月までの間の養成課程: 受講料 19,000円 消費税(10%) 1,900円 免許申請手数料 1,750円
				元年10月17日(木)	48名	22,650円	
				2年 3月 3日(火)	48名		
		盛岡市	いわて県民情報 交流センターアイーナ 岩手県盛岡市 盛岡駅西通 1-7-1	元年 6月26日(水)	60名	22,270円	
				元年11月19日(火)	60名	22,650円	
				2年 1月22日(水)	60名		
		仙台市	仙台商工会議所 宮城県仙台市 青葉区本町 2-16-12	元年 5月10日(金)	48名	22,270円	
				元年 7月30日(火)	48名		
				元年 9月25日(水)	48名	22,650円	
				元年12月17日(火)	48名		
				2年 1月30日(木)	48名		
2年 3月24日(火)				48名			
秋田市	秋田県JAビル 秋田県秋田市 八橋南 2-10-16	元年 5月23日(木)	48名	22,270円			
		元年10月10日(木)	48名	22,650円			
		2年 3月10日(火)	48名				
山形市	山形県建設会館 山形県山形市 あさひ町 18-25	元年 6月18日(火)	48名	22,270円			
		元年10月 3日(木)	48名	22,650円			
		2年 2月26日(水)	48名				
郡山市	郡山商工会議所 福島県郡山市 清水台 1-3-8	元年 5月29日(水)	48名	22,270円			
		元年 8月29日(木)	48名				
		元年11月14日(木)	48名	22,650円			
		2年 2月18日(火)	48名				
海上関係資格	第二級海上特殊無線技士	仙台商工会議所 宮城県仙台市 青葉区本町 2-16-12	元年 6月 5日(水) ～6日(木)	48名	40,630円	受講料 36,000円 消費税(8%) 2,880円 免許申請手数料 1,750円	
			元年 9月 3日(火) ～4日(水)	48名			
			2年 2月 5日(水) ～6日(木)	48名	41,350円	受講料 36,000円 消費税(10%) 3,600円 免許申請手数料 1,750円	
	第三級海上特殊無線技士	仙台市	仙台商工会議所 宮城県仙台市 青葉区本町 2-16-12	元年 7月25日(木)	48名	21,190円	受講料 18,000円 消費税(8%) 1,440円 免許申請手数料 1,750円

注 実施会場は会場等の都合により変更することがあります。
講習開始時刻は実施会場によって異なります。

別紙 2 第一級陸上特殊無線技士を受講するための資格要件

第一級陸上特殊無線技士の受講者は、次のいずれかに該当すること。

- (1) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を卒業した方
- (2) 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校（高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方
- (3) 学校教育法による大学の電気通信に関する課程を有する学科を1年次以上修了した方又は高等専門学校の電気通信に関する課程を有する学科を3年次以上修了した方
- (4) 入学資格を学校教育法57条に規定する者とする修業年限が3年以上の学校（(2)に掲げる方を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方
- (5) 入学資格を学校教育法90条に規定する修業年限が1年以上の学校等（(2)又は(3)に掲げる方を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業し又は修了した方（「修了した方」については、1年以上を修了した方に限る。）
- (6) 第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する方
- (7) 受講申込み前5年以内に通算して3年以上（学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した方（(2)に掲げるものを除く。）及びこれに準ずる方の場合には1年以上）多重無線設備の保守の補助又は搬送端局設備若しくは電力線搬送端局設備の保守に従事した経歴を有する方。この場合において、高等学校を卒業した方に準ずる方は、学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することができる方とする。[（証明書様式はここをクリック）](#)
- (8) 日本無線協会が実施する第一級陸上特殊無線技士の選抜試験に合格した方（試験結果通知書が必要です。）[（選抜試験はここをクリック）](#)

「養成課程受講申込み」から「免許証取得」までの流れ

□ = 受講する方

□ = 当協会

